

## 定款変更理由書

### (1) 変更理由

①保険薬局業をとりまく環境も大きく変わり、定款作成時には想定していなかった合併やM&Aなどに対応した会員資格の取り扱いについて実状との整合性を改善するために言及する必要が出てきた。

そこで、

(会員の資格喪失) 第7条第1項に (6)保険薬局業を廃業したとき。

の一号を追加する。

また、同条第2項として

- 2 前項第4号乃至第6号に該当する場合において、次の各号に該当するときは、理事会の承認を得て、当該会員はその会員資格を喪失せずに継続することができる。
  - (1) 法人の解散の理由が吸収合併による解散であり、解散後も存続会社に消滅会社の役員が就任するなど、実体上、同一法人とみなすことが可能なとき。
  - (2) 滞納した会費の支払方法につき、支払計画書を理事会に提出し、理事会がこの計画書の履行が可能であると認めたとき。
  - (3) 開設者の交替で保険薬局業の廃止届を提出したが、旧開設者が新開設者の役員等に就任、管理薬剤師及び薬剤師の変更がない等、実体上同一の薬局とみなすことが可能なとき。

を追加する。

②理事の理事会出席等職務遂行の徹底のため、第3期より理事会などへの参加に対しては旅費を支払う事を策定し、支払いを実施したいと考える。

そこで、

(旅費の支給)

第31条 役員には、理事会で定める規則の定めるところにより、旅費を支給給することができる。

を追加し、会則で詳細について定める。

また、円滑な理事会運営のため、  
(招集及び運営) 第 34 条に第 4 項として

- 4 前 3 項に定めるもののほか、理事会の開催等の運営に必要な事項は、理事会の決議による規則で定める。

を追加し、理事会運営規則を別途定める。

③将来的に全国を支部にわけ支部ごとの活動を支援して活性化させ、会員増強を計りたいと考える。

そのために、支部を設置することができる条文を追加した。

ただし、現時点においては、会員の所在支部に大きなかたよりがあり一律に定めることが困難であるとの点から、詳細については理事会の決議による会則で定めることとする。

## 第 6 章 支部及び支部長会

(支部)

第 38 条 当法人は、会員との連絡及び調整を図るため、支部を設けることができる。

- 2 支部の名称、区域及び運営方法は、理事会の決議による会則で定める。
- 3 前項の支部の区域内に会員名簿登録地が所在する会員は、その支部に所属するものとする。

(支部長会)

第 39 条 当法人に 3 以上の支部を設けたときは、支部長会を置くことができる。

- 2 支部長会は、支部長で構成する。
- 3 前項に定めるもののほか、支部長会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議による規則で定める。

また、(構成) 第 32 条において、

- 3 顧問、相談役及び支部長は、会長の諮問に応じて理事会に出席して、意見を述べることができる。

と、支部長も理事会に出席して、理事会に対し、意見具申できるものとする。

これにより、地方支部の意見を理事会に反映させることができるようにするものである。